

## 令和8年度 後期高齢者医療制度 保険料率のお知らせ

75歳以上になられた時に（65歳以上で一定の障がいがある方は申請により）加入していただく後期高齢者医療制度について、令和8年度の保険料率は、下記のとおりです。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

区分	均等割額	所得割率
医療分	49,500円	9.32%
子ども・子育て支援納付金分（子ども分）	1,400円	0.28%

※保険料率は、2年ごとに見直されます。（子ども分につきましては、令和9年度に再度見直し予定です。）

※茨城県内は均一の保険料率となります。

### 個人ごとの保険料の決めかた

1年間の保険料額

医療分 (100円未満切り捨て)	均等割額	所得割額	+	子ども分 (100円未満切り捨て)	均等割額	所得割額
	49,500円	賦課のもととなる金額 ×所得割率(9.32%)			1,400円	賦課のもととなる金額 ×所得割率(0.28%)

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額43万円（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合）  
 ※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方は、資格取得月から月割りで保険料が計算されます。

※保険料額の賦課限度額(上限)は、医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。

### 保険料の軽減について

#### 1 所得が低い方に対する軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
① 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	<b>7割</b> ※医療分については、さらに0.2割軽減。
② 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「31万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	<b>5割</b>
③ 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「57万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	<b>2割</b>

●収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

●給与所得者等の数とは、給与所得を有する者および公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

●保険料の賦課期日である4月1日（年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方は資格取得日）の世帯状況で判定します。

※賦課期日後に世帯構成の変更があっても、軽減には影響しません。

#### 2 被用者保険元被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。）**1**の「所得が低い方に対する軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

#### 【問合せ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213  
 ○保険料の納付について 茨城県後期高齢者医療広域連合 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

## 「子ども・子育て支援金制度」が始まりました



#### 子ども・子育て支援金制度とは

「子ども・子育て支援金制度」は、全ての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

この支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料免除などに活用されます。

詳細は、こども家庭庁のホームページおよび参考資料をご覧ください。



こども家庭庁  
ホームページ

#### 茨城県国民健康保険における保険税率（令和8年度）

茨城県国民健康保険税においても、従来の「医療保険分」「後期高齢者支援金等分」「介護保険分」に加えて、令和8年度から「子ども・子育て支援金分」を課税することとなります。

なお、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方）については、子ども・子育て支援金分の均等割は全額減免されます。

#### 改定内容

項目	改定後	
子ども・子育て支援金分	所得割	0.25%
	均等割	1,600円
	18歳以上均等割	200円

※課税限度額 3万円

※18歳以上均等割は、18歳未満の茨城県国保被保険者の均等割総額を、全ての18歳以上茨城県国保被保険者で負担するものです。

#### モデルケースによる試算（子ども・子育て支援金分のみ）

	モデル世帯1	モデル世帯2	モデル世帯3
世帯構成	 単身 70歳 世帯総所得 40万円 ※7割軽減世帯	 夫 71歳 妻 70歳 世帯総所得 183万円	 夫 41歳 妻 38歳 子 12歳 世帯総所得 215万円
所得割	0円	3,500円	4,300円
均等割	1,600円	3,200円	3,200円
18歳以上均等割	200円	400円	400円
合計（年額）	500円 ※100円未満切り捨て	7,100円	7,900円

#### 【子ども・子育て支援金制度に関する問い合わせ】

子ども・子育て支援金制度コールセンター ☎ 0120-303-272

受付時間 午前9時～午後6時（日曜、祝日を除く）

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)